

提言「今後の地方分権改革及び行財政改革の在り方」概要

<1. はじめに>

- ①国・地方ともに厳しい財政状況(徹底した行財政改革が必要な状況)
これまで提供されていたサービスに必要な財源の国から地方への移転も困難になってきている
- ②地方自治体における談合等の不祥事の続発(分権による地方の更なる権限強化を危惧)
このため、首長と議員のガバナンスの強化と住民の監視機能の強化・意識改革の徹底が必要に

以上の環境変化を踏まえ、「基本的考え方」と「工程表」の下、地方分権改革を進めるべき

<2. 基本的考え方>

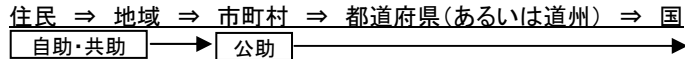
- ①個性ある地方の構築に向けた地方の「自主・自立」を確保できる改革が必要
国から地方に行政権限と税財源を思い切って移譲
- ②地方分権改革に併せ、行財政改革の徹底的な推進が不可欠
行政コストの節減やサービスの質の向上の手段として、民間活力を有効活用
- ③住民の地方分権に関する意識改革の促進と監視機能の強化
公会計の整備等による情報公開の徹底や地方議会改革等を通じた住民の意識改革の促進

4. 具体的な提言

I. 国のかたちの在り方 ～効率的でコンパクトな行政の実現～

1. 国と地方を通じた行政サービス機能及び体制の抜本的な見直し

(1) 国と地方と民間の役割分担の整理



○真の地方分権を実現するためには、国と地方の役割を憲法に規定することも必要

(2) 民間の役割 ～民間で可能な事務・事業は原則全てを民間に移管・開放すべき～

- ①民にできることは官は行なわない
- ②但し、公正さや質の担保のため、モニタリングや行動規制等の対策は必要
- ③民間が今後の行政サービスの担い手として参画できるような環境を整備

(3) 地方の役割 ～地域経営・戦略に関するサービスや基本的な住民サービス提供に特化～

- ①市町村の役割
概ね当該自治体の区域に便益が及ぶ範囲がとどまり、地域の実情に即して、きめ細やかに対応することが望ましい行政サービスを担う
- ②都道府県(あるいは道州)の役割
市町村単独よりは広域調整機能を活用した方が効率的・効果的なサービスを担う

(4) 国の役割 ～民間や地方が担えない国家基盤に関わる分野に限定すべき～

- ①国家基盤の運営維持に必要な分野、国家の基本政策分野
- ②国民のナショナルミナムの基準設定や全国均一なサービス保障が必要な分野

2. 地方の行政管理機能が発揮できる環境整備が必要

(1) 地方の財政的自立の促進

- ①地方の改革努力(歳出削減・税収増加)等が反映される仕組みの導入
- ②「国と地方の協議の場」の法定化

(2) 地方の多様な主体による地域の統治(ガバナンス)の確立を図るべき

- ①住民や議会の監視等による地方行政の公正性及び透明性の確保が必要
- ②地方公会計の整備を図るべき(複式簿記の導入)

(3) 地域社会の多様な主体が連携して「地域経営」を担う仕組みづくり

- ①「地域経営計画」の位置付けと役割
- ②地域の多様な主体が参画するPDCAサイクルの構築が必要

<3. 分権改革の工程表>

<当面の課題(早急に着手すべき課題)>

- ①地方分権を担える基礎自治体の基盤・機能の強化(受け皿づくり)
- ②「地方の自主性」の確保のため、国から地方への思い切った権限の移譲(補助金改革)
- ③「地方の自立性」の確保のため、国から地方への思い切った税財源の移譲(税源移譲・交付税改革)
- ④住民の意識改革を促進するため、情報開示・監視機能強化・ルール作り
- ⑤併せて、住民から信頼される自治体・首長となるためのガバナンスを強化

<中・長期的な課題(真の地方分権の確立へ)>

- ①憲法改正(地方分権の憲法上の明記)
- ②効率的でコンパクトな行政の実現(市場に任せざるべき事務・事業は全て民間に)
- ③国と地方のかたちの再編
- ④地方議会の改革と住民自治の確立
⇒地方が独自の判断と責任で、実情に合った運営を行える「真の地方分権」を実現

II. 今後の地方分権改革(行財政改革)の具体的な方向

1. 地方に任せられるものは地方に

～補助金・交付税・税源移譲・地方債の四位一体改革の推進を～
～国及び地方の徹底的な行財政改革努力が大前提～

(1) 地方の自主性の向上 ～税財源と権限の移譲(補助金改革・税源移譲)～

- ①国が一定水準の確保に責任を持つべきものを除いて国庫補助負担金は廃止し、相応の税財源と権限を思い切って国から地方に移譲すべき
- ②国と地方の税収比率を逆転する程度に税源移譲すべき
- ③税源移譲は個人所得税等の一定割合を地方へ
- ④地方が独自の税収で必要財源を賄えるよう地方税制を見直すべき
- ⑤課税自主権の有効活用

(2) 地方の自立性の向上 ～財政基盤の強化(交付税・地方債改革)～

- ①交付税は一定水準の行政サービスを保障するための財政調整機能に特化
- ②国が財源保障として配分する新たな負担金は創意工夫が大幅に認められる設計に
- ③地方債の自由化や市場化をさらに推進すべき
- ④今後発行分に対する地方債の元利償還金の交付税措置は廃止すべき
- ⑤地方の自主・自立性の確保に向けて、地方再生制度を有効活用すべき

(3) 地方の規律性の確保 ～ガバナンスの強化(地方議会改革等による住民の意識改革)～

- ①住民の地方行政に関する意識改革を促すには、地方議会の活性化が必要
- ②地方議会改革は、各地域の実情に併せた改革を進めるべき

(4) 受け皿となる自治体の行政体制の整備も不可欠

- ①地方分権の推進には、基礎自治体の基盤強化が不可欠
- ②小規模自治体といえども、国からの財政移転に極力依存しないように努力すべき

2. 民間に任せられるものは民間に

(1) 公務員制度改革 ～団塊世代の大量退職を有効活用し、計画的に人件費の大幅削減を～

- ①将来的な公務員はコア業務に特化していくべき
- ②公務員が高い意欲を持ち、その能力を地域に十分発揮できるような改革を

(2) 民間活力のより一層の活用

- ①民間を最大限活用できるよう行政による関与や制約は最小限に止めるべき
- ②民間活用を進めていくためには、モニタリング(監視)システムの機能が不可欠